

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

焼津市長 中野 弘道

市町村名 (市町村コード)	焼津市 (22212)
地域名 (地域内農業集落名)	東益津 (策牛・関方・方ノ上・坂本・高崎・吉津・花沢・野秋・小浜・元小浜・浜1・浜2・浜3・浜4・浜5・岡当日・中里・石脇上・石脇下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日(金) (令和6年度東益津地区第2回地域計画協議会)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・平坦地に位置する農地と山間地（高草山）に位置する農地で構成された地区である。平坦地においては基盤整備により、農地の区画整理や、用排水路、農道の整備が行なわれているが、一部狭小道路が存在している。また、高草山においては県営畑地帯総合整備事業により、農道等の整備が行なわれている。

・高草山では農地の維持管理が難しく原野化している農地が見られる。また、農業用施設等の老朽化が問題となっている。

・高草山における耕作放棄地の増加により、イノシシ等による農産物の被害が発生している。

・営農者が高齢化してきており、後継者がいない農地の活用が問題である。

・多面的機能支払い交付金を活用し、方ノ上美農里会が、地域の草刈りや泥上げを行い、用水路等施設の保全に努めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・平坦地にある水田は耕土が深いことから、水稻以外の作物の栽培は難しい。今後は、地域の中心となる経営体のうち、土地利用型で規模拡大を目指す農業者に対して、農地の貸し出しをさらに進めるとともに、大区画化を行ったうえでICTを利用した水管理システムやドローンなどの先進技術を利用したスマート農業に取り組んでいく。

・高草山については、農家の高齢化が進む中で、急傾斜地での規模拡大や機械化、近代化の条件には恵まれず、荒廃化が進んでいる。柑橘類については優良品種への転換や、広域選果場を整備し、安定した品質での出荷を目指す。

・水田の活用については、地域の中心となる農業者の拡大希望について農業者間の調整を図りながら集約を進める。またその調整の中で地域外の参入者による農地利用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	315.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	237.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地等（山間部の青地面積は146.2ha）

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地が面的にまとまりのある形で権利設定されるよう、農地中間管理事業等を推進する。また、農用地利用現況図等の作成及び提供を行うことなどで、担い手間における話し合いを促し、農地の交換等を含めた農地の集団化を促進する。 ・水田の活用については地域の中心となる農業者の拡大希望について農業者間の調整を図りながら集約を進めていく、またそのような調整の中で地域外の参入者による農地利用を検討していく。 ・地域の中心となる農業者が借りることができない小規模で非効率な農地については多様な担い手の育成を図りつつ農地とのマッチングを行っていく。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに貸出しを希望する農地については農地中間管理機構を活用して利用権設定をしていくことで、再配分による農地交換などをしやすくしていく。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への集積集約化が進むエリアについては補助金等を活用し、施設改修や農地の大区画化などの取組ができるよう検討していく。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭小・不整形など、条件の悪い農地についても耕作が継続されるように半農半Xや定年退職後の就農者の育成に取り組む。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が実施する農業支援サービス（畦畔等の草刈り、ドローンによる防除等）を活用して、農業者の負担の分散化を図る。

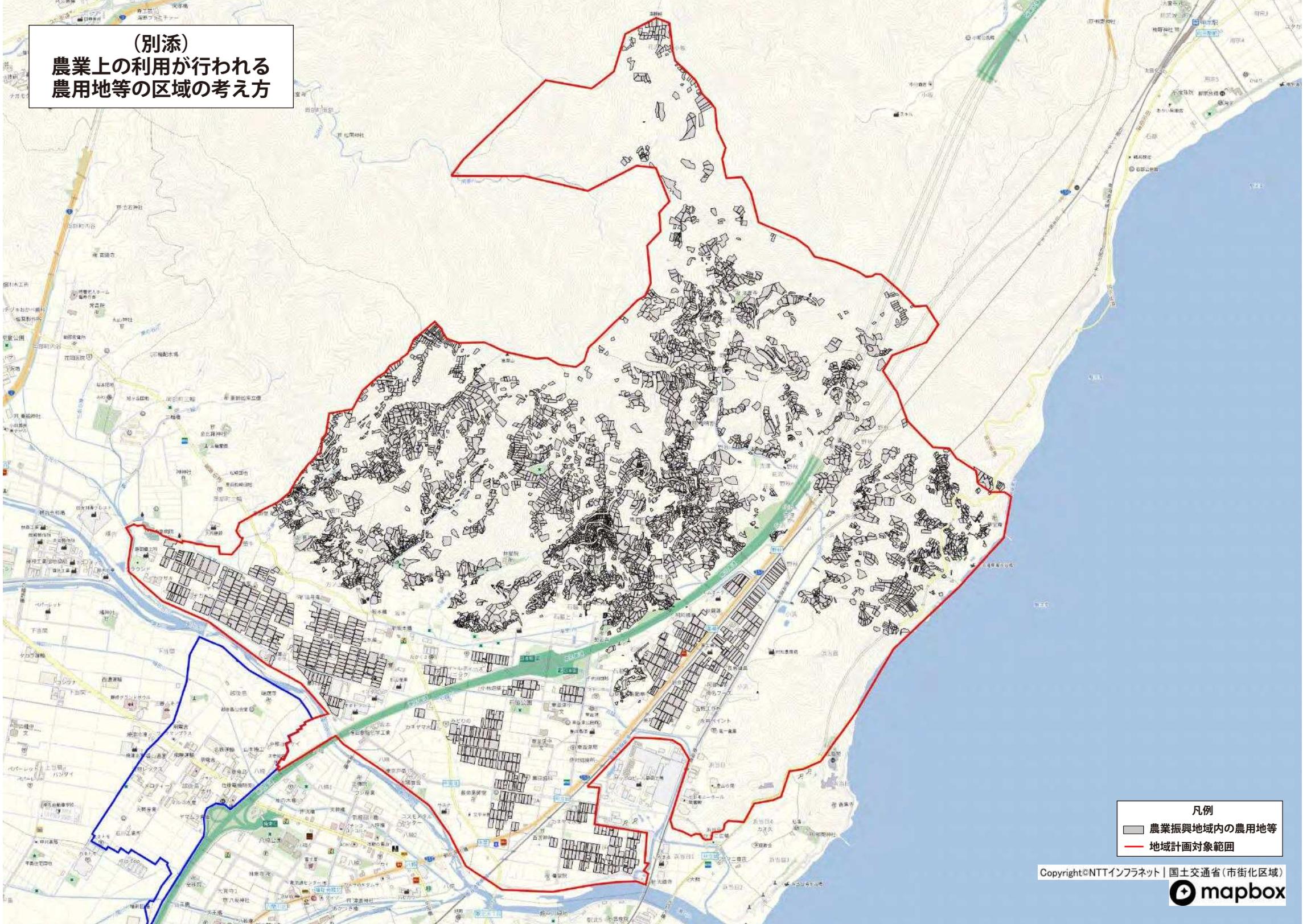
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・地域による鳥獣被害対策にとりくみ、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ・自然環境の保全に資する生産方式の導入に取り組む。
- ・集約化したほ場に対し、作業の効率化を目指しスマート農機の導入を促進する。
- ・柑橘類について選果場を整備し、安定した品質での出荷を目指す。
- ・水稲以外の農業の可能性を模索検討していく。

(別添)
農業上の利用が行われる
農用地等の区域の考え方



- 凡例
- 農業振興地域内の農用地等
 - 地域計画対象範囲